○内閣府令第二十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）及び総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（令第一条各号の内閣府令で定める事業） **第一条**　［略］ ［2～4　略］ 5　令第一条第五号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　二以上の法人（これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域（以下「国等」という。）の数が二以上であるものに限る。）のそれぞれの総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、内部統制の整備支援、資金運用等の業績管理その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業 ［二～四　略］ （法第二十六条第一項の指定法人の要件） **第十五条**　法第二十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　指定（法第二十六条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に係る特定国際戦略事業（法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業のうち、同項第二号イ又はロに掲げるもの（令第一条第一号から第三号までに掲げるものに限る。）に限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）を行うことについての適切かつ確実な計画（次号、第六号及び第十七条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。 ［三～五　略］ ［号を削る。］	（令第一条各号の内閣府令で定める事業） **第一条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　［同上］ 一　二以上の法人（これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域（以下「国等」という。）の数が二以上であるものに限る。）のそれぞれの総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、内部統制の整備支援、資金運用等の業績管理その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業（以下「統括事業」という。） ［二～四　同上］ （法第二十六条第一項の指定法人の要件） **第十五条**　［同上］ 一　［同上］ 二　指定（法第二十六条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に係る特定国際戦略事業（法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業のうち、同項第二号イ又はロに掲げるものに限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）を行うことについての適切かつ確実な計画（次号、第六号及び第十七条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。 ［三～五　同上］ 六　統括事業を実施する法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。 イ　特定多国籍企業（我が国において新たに統括事業を行うため、当該統括事業を行う法人を設立しようとする当該特定多国籍企業に限り、その親法人等が既に我が国において当該統括事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。）により我が国において設立される法人（当該法人が統括事業を実施するために必要な施設の整備及び高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うために、当該法人を設立する特定多国籍企業、当該特定多国籍企業の子法人等又は当該特定多国籍企業の総株主等の議決権の過半数を保有している法人が、当該設立される法人、当該特定多国籍企業（内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下同じ。）に限る。）、当該特定多国籍企業の子法人等（内国法人に限る。）又は当該特定多国籍企業の子法人等が総株主等の議決権の過半数を保有している法人（内国法人に限る。）に出資を行い、これらの法人の資本金の額を統括事業の実施期間（指定法人事業実施計画に記載された希望する指定の有効期間をいい、当該希望する指定の有効期間が三年を超える場合には第十七条第一項の申請書の提出の日から三年間とする。ロにおいて同じ。）中に総額五億円以上増加させることが見込まれる場合において設立されるものに限る。）